

議案第55号

朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例制定について
朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例を別紙のとおり定める。
令和2年6月4日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

市内に所在する遺跡で歴史上又は学術上価値が高いものについて、市の歴史、文化等の正しい理解及び将来的な文化向上の礎とするため、その効果的な発掘調査等による適切な保存、活用その他必要な事項を検討する朝来市遺跡発掘調査等検討委員会を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例

(設置)

第1条 朝来市内に所在する遺跡のうち、歴史上又は学術上価値が高いものについて、その発掘、調査、保存、整備、活用その他必要な事項を検討するため、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として朝来市遺跡発掘調査等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するものとする。

- (1) 遺跡の調査及び保存に関すること。
- (2) 遺跡の整備及び活用に関すること。
- (3) 遺跡周辺整備に関する指導及び助言に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項について建議をしたときまでとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第 55 号資料

朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例逐条解説

(設置)

第 1 条 朝来市内に所在する遺跡のうち、歴史上又は学術上価値が高いものについて、その発掘、調査、保存、整備、活用その他必要な事項を検討するため、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として朝来市遺跡発掘調査等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

【解説】

検討委員会の設置目的を定めるものです。市内に所在する遺跡で歴史上又は学術上価値が高いものについて、市の歴史、文化等の正しい理解及び将来的な文化向上の礎とするため、その効果的な発掘調査等による適切な保存、活用その他必要な事項を検討する検討委員会を教育委員会の附属機関として設置するものです。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するものとする。

- (1) 遺跡の調査及び保存に関すること。
- (2) 遺跡の整備及び活用に関すること。
- (3) 遺跡周辺整備に関する指導及び助言に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

【解説】

検討委員会の所掌事務を定めるものです。教育委員会の諮問に応じて、遺跡の調査及び保存、遺跡の整備及び活用、遺跡周辺整備に関する指導及び助言に関するもののほか、必要な事項について建議するものです。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

【解説】

検討委員会の委員の人数及び構成を定めるものです。検討委員会は学識経験を有する者、関係行政機関の職員、地域住民の代表者のほか、第 4 号では、幅広く意見を求めるために委員の一部を公募することとしています。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問された事項について建議をしたときまでとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

【解説】

委員の任期について定めるものです。任期は、諮問された事項について建議したときまでとしています。欠員が生じた場合の委員の任期も同様です。

第2項は、任期満了後も再度委員となることができることを定めるものです。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

検討委員会に委員長及び副委員長を置くことを定めるとともに、選出方法及び役割を定めるものです。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

【解説】

検討委員会の会議の開催に関する事項を定めています。

会議は、委員長が招集することを規定しています。ただし、招集の特例を附則第2項で規定しており、最初の会議及び任期満了後の最初の会議は教育長が招集することとしています。

第2項は、委員の過半数の出席を会議の成立の要件とし、第3項は、議事は出席委員の過半数で決することとしています。

第4項は、委員長が必要と認める時に委員以外の者の意見を聴くことができることとしています。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

【解説】

検討委員会の庶務を処理する担当課は、文化財課とします。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に定めるほか、検討委員会に関する必要な事項については、別に定めるものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日、検討委員会の招集の特例を定めるものです。